

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月30日
管理表No.	0209-76 改訂01

項目	日付	コメント内容
津波 (第8条) (廃棄施設)	2月9日	(設2-補-009) P42, P43 漂流防止材の評価結果(2) ロープ, (4) シャックル, (5) ロータリーアイボルト, 床面側固定材評価結果の中央部等については, 裕度が1.00~1.05とほとんどない。評価条件, 評価方法等においてどの程度裕度が確保されているのか, 又, 評価結果を満足するために管理すべき事項は記載されているか, 説明のこと。
	3月9日	(1) ドラム缶に収納する限界量を15kgで運用する件については, 限界量を25kgとして保安規定で定めることを関連資料で明確にしておくこと。
	3月9日	(2) 「0209-76 改定00」の中で, 漂流防止設備の作用する荷重に対する許容限界の裕度については, 裕度が1.00又は1.05の部材がある事に対して, ドラム缶の内容量を最大25kgと, 運用にて15kgにして裕度1.10以上を達成するとの説明だが, 当該運用について, そもそもなぜ1.1以上なら良しとするのか, 何か基準等に基づいた裕度確保に係る事業者の考え方があるのか説明すること。

2月9日コメント回答

(回答)

2月9日のコメントについて2/25に以下回答済みであるが, その後の検討の結果, 回答を見直し改訂する。

改訂0 2/25 回答	ドラム缶に保管する内容物量を減らして管理することで裕度を確保する。 また, ドラム缶1本あたりの重量を限界量以下に設定し, 保管することを保安規定に定め運用する。(設2-補-009 放射性廃棄物の廃棄施設について P1 1.1 参照)
改訂1	内容物量を15kgとした場合の裕度は1.1以上確保することができる。実際にドラム缶に収納するウェスはほとんど発生することはないため, 当面は, ドラム缶重量を42kg以下またはドラム缶の内容物量を15kg以下に制限し, 保管することを保安規定に定め運用する。

【添付資料および補足説明資料の記載について】

添付13-1-1および添付13-1-2の評価方針および評価結果では, ドラム缶自重27kgと内容物量25kgを合計した52kgの条件で評価し, 漂流防止設備として機能する限界を求めた結果であるため, 申請した内容に変更はなく, その計算過程と, すべての評価部材についての評価結果は設2-補-009に示している。

一方, 上記回答の通り, 内容物量を15kgとした場合の裕度は1.1以上確保することができるため, 実際にドラム缶に収納するウェスはほとんど発生することはないため, 当面は, ドラム缶重量を42kg以下またはドラム缶の内容物量を15kg以下に制限し, 保管することを保安規定に定め運用する。

上記を設2-補-009に追記する。

添付13-1-1	漂流防止設備の評価方針	変更なし
添付13-1-2	漂流防止設備の評価結果	変更なし
設2-補-009	放射性廃棄物の廃棄施設について	変更あり

内容物量を 25kg から 15kg に減らした際の評価結果（裕度）を以下の比較表に示す。

部材	裕度		
	内容物量 25kg		内容物量 15kg
(2) ロープ	1.00	⇒	1.10
(4) シャックル	1.05	⇒	1.15
(5) ロータリーアイボルト	1.05	⇒	1.15
中央部アンカー フレノリンクボルト	1.05	⇒	1.15

3月9日コメント回答

(回 答)

- (1) 2/9のコメント回答改訂1の内容と同回答。
- (2) 裕度 1.1 以上とする基準等は特にないが、裕度を 1.2 以上を確保するとなると、内容物量は 6kg まで減らした量で制限しなくてはならず、万が一ドラム缶に収納する物品が発生した場合を考慮すると内容物量 15kg 以下で運用することが適当であり、その結果の裕度が 1.1 以上と言うことである。

以上